

# 荒井会計通信



VOL. 11

発行日 平成18年11月27日(月)

発行者 〒162-0825

東京都新宿区神楽坂3-1-17

ハイポイントビル5階

荒井会計事務所

TEL 03-3235-5180

FAX 03-3235-5190

食品業界の大手である味の素会長の江頭邦雄氏は味の素の中興の祖である。氏は総会屋に汚染され、かつ創業以来残っていた創業者一族と退任経営陣による間接的経営支配の会社を、社長に就任した一年間で一掃し、その後は主に国内事業が中心であった企業を、売上1兆円の世界企業に育て上げた。氏はいま日本経済新聞に連載中の「私の履歴書」の中で次のように述べている。“一橋大学時代の恩師である板垣興一先生から「三つの出会いを大切に」という話は今でも心に焼きついている。「三つの出会い」とは人との出会い、本との出会い、自分との出会いだ。前の二つは理解できたが、三つ目の自分との出会いは「自分を知る」ほどの意味かと想像するものの、はっきりした意味はわからなかった。その本当の意味を知ったのは、入社して十余年後であった。”それは氏が入社後順風満帆に歩んでいる頃であった、取引業者からリベートを受け取っていたという疑惑をかけられた。命がけで会社に尽くしてきた氏は副社長と喧嘩して、退社届を即刻出すが、疑念は直ぐに晴れた。“この出来事は自分の仕事の意味を改めて考えるきっかけを与えてくれた。私は誰のためにこの仕事をしたのか。自分のため？会社のため？社会のため？今の仕事を通じてこの三つが同時に実現できることに気づいて、私の気持ちはふっ切れた。こここそ自分の一生をかけられる場所。この会社で生きていく価値がある。この会社に骨を埋めるつもりで働こう。「自分との出会い」を実感した瞬間だった。”(日経朝刊11月1日から連載より)

## 荒井昇の辛口コラム⑪



【自分との出会いの大切さ】

今回は江頭邦雄氏の「三つの出会いを大切に」の言葉を取り上げた。人との出会い、本との出会いは、生きていく上で大変大事なものであることは、多分誰でも実感できることだと思う。しかし「自分との出会い」という言葉は私には初めて触れた言葉である。この言葉にはかなり奥が深い意味があると思われる。江頭氏のように誠実で、何事に対してもいつも前向きにチャレンジし、かつ周りに気配りが出来た時に実感できる「自分との出会い」だと思われる。人生は、いつも自分に対し厳しく、激しく問いかけてくるが、その陰で自分をやさしく温かく包んでくれる、この言葉にはそんな重みがあると思われる。

『前号からの連載シリーズ第11回』

【魅力ある安定した平和国家を築き上げるためには、厳しく冷酷にうちひしがれた現実社会を超越しなければならぬ】前号までにアメリカ住宅価格のバブルが暴発(暴落する)を切っ掛けに、2007年10月に世界に金融危機が広がっていくことを述べた。2007年末の世界はこの金融危機のドキュメントの1色で埋められる。2008年になりニューヨーク株式市場の暴落とドルの暴落は歯止めがかからなくなり、やがてアメリカ国家の崩壊に進んでいく。多民族国家であるアメリカの国内のいたるところで暴動が起きる。それは、1991年にソビエト連邦が崩壊した以上の凄まじい崩壊となろう。アメリカが所有する核の管理は、一時的に暴徒に管理され、世界は核の脅威にさらされるであろう。当然アメリカ経済に頼ってきた日本・中国の経済も多大の損害を被る。アメリカは世界の警察どころか、自国の維持管理に精一杯で、他国には干渉しない孤立主義(1823年のモンロー主義の再現)を歩むことになる。このアメリカの状況を見ていやが上にも、日本・中国は

互いにそれぞれの道を歩むことになる。日本においては失業者が20%(現在約5%)を超え街にはホームレスが溢れ、食べていくのがやっとという生活である。当然病弱者・年金生活者等は生活に困窮し、今以上に社会は混沌としていく。この国民生活の最悪期間は最低でも3年を費やすことになる。次号につづく

## くらしの税金等

— 懸賞金等の取扱 —

小泉誓次郎

今回はもしも懸賞金、競馬・競輪の払戻金等(以下懸賞金等)が当たった場合の税金の取扱についてお話しします。(とてもラッキーな人だけに係わるお話です…)



### 所得税の一時所得

実は懸賞金等は、所得税の申告が必要となり、**一時所得**というものに該当します。一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じたものでも、労務や役務の対価でもなく、更に資産の譲渡等による対価でもない一時的な性質の所得をいいます。計算方法は、

収入金額 - 収入を得る為に支出した金額

— 特別控除額(最高50万円) = 一時所得の金額

ただ一時所得のある人すべてに申告が必要なわけではありませんのでご安心ください。上記算式からもわかるように、50万円を超えたときに所得税が計算されるため、例えば、馬券の払戻金から購入代金を差し引いた金額が50万円以下のときは、所得税はかからないこととなります。

一方、懸賞金と類似する宝くじの当選金やtoto(サッカーくじ)の払戻金については、ご存じの方も多いと思いますが、**所得税は非課税**となっておりますので、金額の大小にかかわらず申告の必要はありません。